

高知県公報

発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	1
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (3件) (")	1
○告示 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (3件) (")	1

告 示

高知県告示第385号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月22日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
323-29-240 a	大法寺谷川 (1)	香美市土佐山田町大法寺 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-250	中後入谷川 (4)	香美市土佐山田町中後入及び土佐山田町西後入 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-251 a	有谷川 (1)	香美市土佐山田町有谷及び土佐山田町中後入 (別紙図面のとおり)	土石流
I-564	大後入 (1)	香美市土佐山田町大後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-1297	八王子谷	香美市土佐山田町 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1311	大平 (2)	香美市土佐山田町大平 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1352	影山 (2)	香美市土佐山田町影山及び土佐山田町林田 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1422	有谷 (7)	香美市土佐山田町有谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第386号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定に基づき平成25年12月20日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月22日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
II-1297	八王子谷	香美市土佐山田町 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第387号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定に基づき平成26年11月14日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月22日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

323-29-250	中後入谷川 (4)	香美市土佐山田町中後入及び土佐山田町西後入 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-251 a	有谷川 (1)	香美市土佐山田町有谷及び土佐山田町中後入 (別紙図面のとおり)	土石流
I-564	大後入 (1)	香美市土佐山田町大後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1311	大平 (2)	香美市土佐山田町大平 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1422	有谷 (7)	香美市土佐山田町有谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1352	影山 (2)	香美市土佐山田町影山及び土佐山田町林田 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第388号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定に基づき平成27年9月1日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月22日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
323-29-240 a	大法寺谷川 (1)	香美市土佐山田町大法寺 (別紙図面のとおり)	土石流

高知県告示第389号

平成25年12月高知県告示第737号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部を次のように改正する。

令和4年3月22日

高知県知事 濱田 省司

表のⅡ-1297の項を削る。

高知県告示第390号

平成26年11月高知県告示第625号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月22日

高知県知事 濱田 省司

表の323-29-250の項、323-29-251 a の項、Ⅰ-564の項、Ⅱ-1311の項、Ⅱ-1422の項及びⅡ-1352の項を削る。

高知県告示第391号

平成27年9月高知県告示第514号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月22日

高知県知事 濱田 省司

表の323-29-240 a の項を削る。